#### 大切なお知らせ





ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

# 令和4年度子育で世帯生活支援 特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します!

#### 1.支給対象者

- ①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)
  - 令和4年3月31日時点で 18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等 (※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
  - ■令和4年度住民税(均等割)が非課税の方 (2) または
    - ■令和4年1月1日以降の収入が急変し、 住民税非課税相当の収入となった方

### 2.支給額

## 児童1人当たり 一律5万円

- ■支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。
  - 必ず「3.給付金の支給手続き」をご確認ください。
  - \* お問い合わせは、下記までお電話ください。
  - 厚生労働省コールセンター **☎0120-400-903** (受付時間:平日午前9時~午後6時) 詳しい申請方法は、住民福祉課までお問合せください。 282-1226

令和 4 年度子育で世帯生活支援特別給付金 〇 で検索





「子育て世帯生活支援特別給付金 | の

"振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

で自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電 話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電 話(#9110) にご連絡ください。